

全日本学生自動車連盟

スラローム競技

[ジムカーナ・ダートトライアル]

車両規則書

第1章 参加車両

1. 全日本学生自動車連盟(以下AJSAA)および各支部が主催する大会に参加する車両は、当該年のJAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定義されるスピードSC車両とする。
2. 参加車両は、2輪駆動でエンジンの気筒容積が2500ccを含み2500cc（過給器係数1.7、ロータリー係数1.0）までとする。
3. 参加車両は以下に規定される技術規則に合致したものとする。
4. 参加車両は大学もしくは自動車部の所有のものとする。また、大会会場へは積載し運搬すること。

第2章 技術規則

第1条 自動車登録番号標を有しない車両の基本定義

1. FIA 公認車両またはJAF 公認車両あるいはJAF 登録車両（公認および登録車両期限切れの車両でも参加を認める）で、当該年度のJAF 国内競技車両規則のスピードSC車両規定に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有さない車両。
2. 前項を満たすことができない場合は、特例として、事前にAJSAAに申請を行い承認された車両(以下AJSAA認定車両)でも構わない。AJSAA認定車両は全日本総会で承認され、当該年度のAJSAA認定車両一覧に記載される。
3. 前、前々項を満たすことができない場合は、各大会の参加の参加申込期限までに嘆願書を大会事務局を通し大会組織委員会に提出し、前、前々項を満たす参加車両を用意できない旨を申請すること。その場合、大会組織委員会で参加の可否を判断する。
4. 参加者は、車両（エンジン変更を行った場合は、変更したエンジンが当初搭載され

ていた車両を含む)の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等(新型車解説書、整備解説書等を含む)を常に携帯することが義務づけられる。

第2条 エンジンの変更

1. 車両と同一製造社の他の公認・登録車両、AJSSA認定車両のエンジンに載せ換えることができる。(注 備考の項目に関しては問わない) ただし、シリンダーヘッドは搭載されている当初のものを使用しなければならない。また、過給器付のエンジン設定がされていない形式のエンジンについては、過給器を設置することはできない前項を満たすことができない場合は、各大会の参加の参加申込期限までに嘆願書を大会事務局を通し大会組織委員会に提出し、前項を満たすエンジンを用意できない旨を申請すること。その場合、大会組織委員会で参加の可否を判断する。

第3条 タイヤおよびホイール

1. スピードSC 車両のタイヤおよびホイールは以下に従うこと。
 - (1) タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。
 - (2) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)
 - (3) タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。
 - (4) タイヤは加工しないこと。
 - (5) ホイールはスチール製、またはJWL マークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。ホイールナットの材質および形状の変更は許される。
 - (6) タイヤのウォームアップ、クールダウンは行わないこと。
 - (7) スパイクタイヤの使用は禁止する。
 - (8) スラローム競技に使用するタイヤは下記のいずれか、もしくは両方に適合するものとする。
 - ①JAF2024年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章第2条2に適合するタイヤ
 - ②Treadwear「200」以上又は2020年12月31日発売日以降で、1 銘柄で単一コンパウンド、かつ国内販売が30サイズ以上のラインナップを有する事。
(複数コンパウンドを含む30サイズは除く)

第4条 安全規定

1. 当該年度のJAF国内競技車両規則の安全ベルト規定に適合したフルハーネス式の4点式以上のシートベルトを装着すること。取り付けについて、肩ベルトは座席後部でX字となっていること。詳しくは当該年度のJAF国内競技車両規則を参照のこと。バックルはワンタッチで全開放するターンバックル方式のものを強く推奨する。過去に一度衝撃を受けているもの、ベルト部にほつれのあるもの、バックルプレー

トに著しい錆・損傷のあるものの使用は認められない。

2. すべての競技車両にロールケージの装着を義務とする。スピードSC 車両のロールケージの取り付け方法は当該年度のスピードSC 車両規定に従うこと。なお、クロモリ鋼製のロールバーの使用は禁止する。斜行ストラット及びドアバーの装着が義務づけられていることに注意すること。ただし、ジムカーナ競技についてのドアバーは義務でない。なお、乗員保護のため運転席側のロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。緩衝材はロールバーの緩衝材として専用に販売されている物に限る。
3. 後付のオイルキャッチタンクの装着を強く推奨する。自作でも構わないが、その際は術委員長による安全確認がより厳しく行われる。オイルキャッチタンクの容量は当該年のスピードSC 車両規定に従うこと。取り付けに際しては、ブローバイガスを大気解放させないこと。
4. すべての車両は車体前後に、後付の牽引用穴あきブラケットを必着とする。取り付けは当該年度のJAF国内競技規則に従うこと。牽引ブラケットは黄色、オレンジあるいは赤色に塗装されていること。
5. ダートトライアル競技のオープンカーの参加は認めない。
6. バッテリー端子を確実に奥まで差し込み、締め付けた後、＋端子をテーピングし確実に絶縁すること。また、本体のがたつきが無いように確実に固定すること。バッテリーを移設する際は当該年度のJAF国内競技規則に従うこと。
7. オイルフィルターキャップ、ラジエターキャップ、パワステフルード・ブレーキフルード・クラッチフルードの蓋にそれぞれテーピングを行うこと。テーピングの方法については、米印にまず貼り、それを1周巻くこと。
8. オイルレベルゲージは脱落防止の処置を行うこと。その際タイラップなど可燃性のものは使用しないこと。
9. 競技走行中飛散の恐れのある車室内のアクセサリは取り外すこと。
10. 車室内を通る配管・配線は暫定的な取り付けでなく、純正のファスナーやステー等を用い確実に固定されていること。
11. 車載カメラ、GPSロガーの取り付けを認める。固定に関しては暫定的なものではなくステーをボルト留めする等確実に固定されていること。なおロールバーに取り付ける場合、ロールバーへの穴あけ等、加工は一切禁止される。

第5条 車体

1. 競技車両の両側面に大学名を表記すること。容易に識別可能な字体・大きさ・色で表記すること。ビニールテープ等で簡易的に制作したものは認められない。
2. 以下の規定に従い、永久ゼッケンを表記すること。
場所 車体両側、ボンネット上面、後方のナンバープレート装着位置またはそれに準ずる位置。
大きさ 1文字あたりの大きさは、車体側面およびボンネット上に使用するものにつ

いては縦27cm 横18cm 程度以上、ナンバープレート装着位置またはそれに準ずる位置に使用するものについては、縦10cm 横8cm 程度以上のものが望ましい。

形状 容易に識別可能な字体・大きさ・色で表記すること。

3. ライト類の付加による最小限の変更、および前部霧灯の取外しは許される。
ライト類をやむを得ず社外品に変更することは認められる。その場合は保安基準適合の純正同等の性能を維持していること。
4. サイレンサー(通称:タイコ)を装着することを義務付ける。ここでいうサイレンサーとは、タイコなどよばれる消音装置のことで、後付けでテールピースに取り付けるもの(インナーサイレンサー)のことではない。音量については各サーキットやオーガナイザーによる規定に従うこと。

2015年11月29日 改定・施行

2024年2月4日 改定・施行